

平成 27 年度
新製品開発等支援事業補助金
募集要項
(2 次募集)

佐渡市雇用促進協議会

目 次

1. 事業の目的	1
2. 補助対象者	1
3. 補助対象事業	1
4. 補助事業期間	1
5. 補助対象経費	2
6. 補助率等	3
7. 申請手続きの概要	3
8. 審査	4
9. 交付決定	4
10. 補助金の交付	4
11. 交付決定後の留意事項	5

(定義)

この要項において、用語の意義は、次の各号のとおり定義する。

- (1) 中小企業者 市内に工場又は事業所を有し、かつ、常用雇用者が1名以上いる事業者で、その営む事業において日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）大分類における次に掲げる産業分野に関する事業を行っているものをいう。
①農業、林業 ②漁業 ③鉱業、採石業、砂利採取業 ④建設業 ⑤製造業
⑥運輸業、郵便業 ⑦卸売業、小売業 ⑧宿泊業、飲食サービス業 ⑨サービス業 ただし、風俗営業等の規制及び業務の適性化等が不相当と認める事業を営む者を除く。
- (2) 新製品の開発等 新規性、独創性を備えたオリジナル製品を開発（開発された製品は食品に限る。）し、製品化することを言う。
- (3) 農林水産業個人事業主 市内において個人で農林水産業を営む者で、六次産業化に向けた取組みを行うものをいう。
- (4) パッケージデザイン開発等 ラベル若しくは包装容器のデザイン開発から製作まで行うもの、又は既存製品若しくは商品の新たな価値を作り出すためのラベル若しくは包装容器の改良を行うもの。
- (5) 地域資源 佐渡市内で採れる農林水産物
- (6) 3資産 佐渡金銀山、ジオパーク、世界農業遺産の佐渡島を象徴する3つの資産

1. 事業の目的

市内の地域資源を活用し、新製品の開発等を新たに進める事業者等に対し、その調査研究及び製品開発に要する費用の一部を補助することにより、佐渡市ならではの製品開発を促進し、地域産業の活性化及び雇用の促進を図る事を目的としています。

2. 補助対象者

本補助金の対象者は、中小企業者又は農林水産業個人事業主及び地域で活動する任意団体とし、次の(1)から(3)の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 地域資源を活用した新製品の開発又は地域資源を活用している製品のパッケージデザイン開発等を行うこと。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 申請時において、1年以上、市内に住所を有するとともに、生活の拠点を置いていること。

3. 補助対象事業

本補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域資源を活用し新製品の開発又はパッケージデザイン開発等で次の事業であることが必要です。

- (1) 調査研究事業 企画するために必要な調査又は研究を行う事業
- (2) 製品等開発事業 実用化するために必要な試作、開発等を行う事業
- (3) 補助事業（調査研究事業・製品等開発事業）において、交付の対象となる経費が10万円を超える事業であること。
- (4) 翌年度に販売が行える事業であること。

※ 補助金の交付を受けようとする事業が、国、県、市その他の機関の補助制度により補助金の交付を既に受けた、又は受ける場合は、当該補助金を控除したものを補助対象事業とする。

4. 補助事業期間

交付決定日から最長で当該年度末を限度とします。

5. 補助対象経費

補助事業実施のために必要となる経費のうち、次の(1)から(3)の条件を全て満たすものを対象とします。

- (1) 補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- (2) 交付決定日以降の契約・発注により発生する経費
- (3) 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

【補助対象となる経費の内容】

調査研究事業	
補助対象経費	適用範囲
① 調査費	ユーザーニーズ調査等を行うために専門機関に支払われる経費、図書、資料等（サンプル等）の購入に要する経費
② 委託費	試験、分析、デザイン、設計等を委託するために必要な経費
③ 研修費	事業遂行上、必要な研修又は情報収集等に係る旅費

製品等開発事業	
補助対象経費	適用範囲
① 原材料費	直接必要な原材料及び副資材の購入に要する経費
② 設備導入費	製品開発に必要な機械装置等の購入に要する経費
③ 設備借上料	機械装置等のリース料又はレンタル料として支払われる経費。ただし、借用期間が事業期間を超える場合は、補助事業期間分に相当する額
④ 外注加工費	自社内での加工等が難しい等の理由から加工、製造等の外注に必要な経費
⑤ 費用弁償	技術指導等を行うための旅費として専門家に支払われる経費

【補助対象外となるもの（例）】

- ・ 地域資源が使われていると認められないもの。
- ・ 新製品としてオリジナル性が認められないもの（模倣品）
- ・ 流通性がないもの。
- ・ 食品以外のもの。
- ・ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員を兼

任している会社、代表者の親族（三親等以内）が経営する会社等）、代表者の親族（個人）との取引。

6. 補助率等

補助対象と認められている経費（「補助対象経費」を参照）の2分の1以内であって、以下のとおりです。ただし、3 資産のいずれかを活用した事業の場合は、補助率を3分の2以内とします。

事業区分	補助率	補助限度額
調査研究事業	2分の1以内	100万円
製品等開発事業	2分の1以内	200万円
（特例） 3 資産のいずれかを活用した事業の場合は、補助率を3分の2以内とする。		

7. 申請手続きの概要

(1) 募集期間

平成27年8月17日（月）～平成27年9月30日（水）17時まで

(2) 補助金交付申請書の作成

以下の提出に必要な書類を作成し、募集期間内に本会へ提出してください。

【提出に必要な書類】

- ① 新製品開発等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 収支予算書（別紙2）
- ④ 申請者概要書（別紙3）
- ⑤ 補助対象事業に係る経費の見積書の写し
- ⑥ 佐渡市提出用の納税証明書
- ⑦ その他補助事業に必要な補足説明資料（必要な場合に限る）

【提出書類作成上の留意事項】

- ① 補助金交付の審査は、提出された書類をもとに、審査委員が行いますので、審査委員が適切な判断を下せるよう明瞭に記述をしてください。
- ② 収支予算書は、消費税を含んだ額で記入してください。
- ③ 提出する書類は、全て片面印刷で左肩をクリップ留めしてください。
- ④ 必要に応じ適宜補足説明資料を添付することは可能です。
- ⑤ 申請に当たり、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある場合は、申請書を受け付けることができませんのでご注意ください。

【提出先】

佐渡市雇用促進協議会（佐渡市役所産業振興課企業支援係内）

TEL 0259-63-3791（直通） FAX0259-63-2750

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地

8. 審査

審査の方法は以下のとおりです。

- (1) 書類審査
- (2) 申請者による申請書類に基づき事業説明を行っていただきます。

※申請者本人によるプレゼンテーション

審査は、下記の着眼点に基づき、審査委員会において審査します。

審査項目	観 点
①開発内容	補助対象事業における、目標、実施内容、スケジュール等が明確かつ妥当な内容になっているか
②新規性・独創性	従来の製品等に無い優れた点、模倣されにくい点、自社の強みを活かせる点など、新規性・独創性を備えているか
③市場性	市場ニーズ、市場規模、市場シェアの見込み等が明確か
④事業化の見通し	事業化に向けて、開発以外に必要な事項（生産・販路開拓の体制等）が妥当か
⑤社会性	社会や産業界に好影響を与えるか

9. 交付決定

審査の結果を、新製品開発等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書により、通知します。

（注）審査の結果（不交付決定の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご承知願います。

10. 補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了後、30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いしま

す。

※ 補助金の交付は、実績報告書の提出後1～2ヶ月程度の期間が必要です。補助事業期間中は必要な資金を自己調達する必要があります。

ただし、佐渡市雇用促進協議会新製品開発等支援事業補助金実施要領第13条第4項の規定により、補助金交付決定額の40パーセント以内において、概算払いが可能です。

1 1. 交付決定後の留意事項

(1) 補助事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合には、事前に本会の承認を受けなければなりません。

(2) 遂行状況調査

補助事業期間中において、事業の遂行状況を確認することがありますので、協力をお願いします。

(3) 成果報告書の提出

補助事業完了後、3年間、当該事業についての成果報告書を新製品開発等支援事業補助金成果報告書により報告していただきます。報告は、毎年度3月末現在の状況を翌年度の4月15日までに本会に提出してください。

(4) 補助事業の経理

補助事業に係る帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した年度の終了後5年間、管理、保管しなければなりません。

(5) 取得財産の管理等

補助事業において取得した財産については、善良なる管理者の注意をもって、適切に管理し、運用していただきます。また、補助事業が完了した年度の終了後3年間は、取得した財産を処分及び補助事業の目的以外に使用してはいけません。これに違反した場合は、補助金の返還等を命じることがありますのでご注意ください。

(6) 立入検査

補助事業の進捗状況確認のため、本会が実地検査及び書類検査を行う場合があります。また、検査により補助事業が適正に行われていないと判断した場合には、補助金の返還等を命じることがありますのでご注意ください。

(7) 成果発表会への参加

補助事業により開発等された製品については、翌年度に開催する新製品発表会に参加していただきます。

新製品発表会では、事業者から成果発表していただきます。パワーポイント

トで資料を作成し、十分な発表できるように準備に努めてください。

(8) 販売実績について

翌年度中に販売実績が伴わない場合、補助金の返還等を命ずる場合がありますのでご注意ください。